

○ 令和 8 年度東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等の終了に係る暫定措置について

令和 8 年 3 月 27 日 7 農振第 3145 号
農村振興局整備部設計課長から東北農政局農村振興部長あて

岩手県、宮城県内で実施される工事に適用される間接工事費の補正係数については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」（令和 7 年 3 月 27 日付け 6 農振第 2964 号農村振興局整備部設計課長通知）により通知しているところである。

今般、上記通知の終了踏まえ、暫定的に別紙のとおり対応することとしたので適切に措置されたい。

なお、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」（令和 7 年 3 月 27 日付け 6 農振第 2964 号農村振興局整備部設計課長通知）は、令和 8 年 3 月 31 日限りで廃止する。

別紙

1 適用対象工事

岩手県、宮城県内で実施される工事で、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2 補正方法

(1) 間接工事費の補正

暫定措置として、令和 8 年度は補正を行う。「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号構造改善局長通知）及び「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について」（平成 13 年 3 月 22 日付け 12 農振第 1608 号農村振興局長通知）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る 2) に該当するものとし、対象工事及び補正係数は以下のとおりとする。

【対象工事】 全ての土木工事

【補正係数】 「土地改良事業等請負工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ表 1 の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1. 3
現場管理費	1. 1

3 適用にあたって

当該補正を行って積算を行う工事であることを入札公告等に明記し、予定価格は本通知に基づき算出すること。

4 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5 その他

本通知は、「令和8年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて」（令和8年3月27日付け7農振第3134号）の適用の対象とするものとする。